

新型コロナウイルス感染症対応フローチャート（海外からの帰国）

海外より帰国または来日した学生・教職員は、下記の流れに沿って行動してください。

帰国時・入国時（0日目） 検疫でPCR検査 → 陰性

待機期間

指定国・地域からの入国者

- a) 有効なワクチン接種証明書 無 3日間検疫施設で待機，退所日のPCR検査が陰性→厚労省に報告・待機終了許可で移動可能→自宅または宿泊施設で待機 ⇒検疫施設&自宅または宿泊施設合わせて**1週間待機**
- b) " 有 1週間自宅または宿泊施設で待機

非指定国・地域からの入国者

- c) 有効なワクチン接種証明書 無 1週間自宅または宿泊施設で待機
- d) " 有 待機なし

※入国後10日を経過するまでは、検温などの健康状態を確認し、担当部局（※）へ毎日報告する。

健康観察期間中に発熱や咳等の呼吸器症状や嗅覚・味覚異常等，新型コロナウイルス感染症が疑われるような体調不良を認める。

最寄りの保健所に電話して受診すべき医療機関等の指示を仰ぎ、指定された医療機関を速やかに受診する。

※医療機関へは受信前に居住歴や渡航歴等を連絡し、受診の際はマスクを着用すること。

受診結果を担当部局に報告する。

健康観察期間を自覚症状なく経過。

担当部局へ経過記録票を提出し、経過観察期間終了。

※ 担当部局 学生・正規課程の留学生・・・学務課・各学部の学務係
正規課程以外の留学生……学生・留学生支援課
教職員……………各所属部局の総務担当